

◎佐賀県条例第11号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 知事	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>	1 削除	
2 略		2 略	
3 削除		3・4 削除	
4 知事	<u>ウイルス性肝炎の患者に対する治療（規則で定める治療に限る。）に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
5～11 略		5～11 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。